

柴田町で総合防災訓練

< 昭和 6 1 年 8 月 5 日 豪雨災害 (台風 1 0 号) を教訓として >

8 月 8 日 (日) に柴田町大字船迫字外余川地内の白石川河川敷で、「 8 ・ 5 『 町民防災の日 』 柴田町総合防災訓練 」が行われました。

柴田町、宮城県、陸上自衛隊、当岩沼出張所等の 1 5 機関が参加し、水防工法訓練を含む 1 5 種目の訓練が、整然と実施されました。

柴田町水防団が実施した水防工法は、木流し工法、シート張り工法、繋ぎ縫い工法、改良積土嚢工法、月の輪工法の 5 工法で、暑い中でも、きびきびとした行動で、会場の見学者を魅了していました。

その他、記憶に残った訓練としては、宮城県防災ヘリコプターと柴田町消防署・救助隊・救急隊による「救出・救護訓練」と陸上自衛隊第 2 施設団の 9 2 式浮橋設定、体験渡橋等の「応急交通復旧訓練」でした。

当岩沼出張所でも排水ポンプ車、照明車、防災機材支援車等を会場に展示して、関係機関相互の協力体制の強化を図りました。

今後の台風期や起こるであろう宮城県沖地震等の際にも、訓練どおりの行動が出来るよう、日頃からの備えをお願いしたいと思います。

暑い中、本当にご苦労さまでした。



国土交通省展示コーナー



柴田町水防団 木流し工法

排水ポンプ車の設置訓練

(購入費は、3 0 m 3 吐き出しの排水ポンプ車で 5 , 9 0 0 万円)

8 月 1 8 日 (水) 柴田町下名生地内の白石川右岸排水ピットにおいて、排水ポンプ車の設置訓練が行われました。この訓練には柴田町の滝口町長をはじめ、町の幹部や消防団の幹部、地元住民等、町をあげて見学に参加して頂きました。訓練中には内容のある質問が数々寄せられ、雨の降るあいにくの天候でしたが、充実した訓練が行われました。また、「宮城テレビ」が訓練内容を撮影して、テレビニュースで放映されました。

仙台河川国道事務所では、毎分 3 0 m 3 吐き出しの排水ポンプ車を 2 台保有しています。(保管場所は岩沼市と角田市に各 1 台) この排水ポンプ車は、各自治体からの要請を受けて貸し出すことが出来ますが、現地での稼働には実費負担が伴います。保管場所から現地までの運搬費用と現地での排水ポンプ車の設置費用、現地での排水ポンプ車の撤去費用と保管場所までの運搬費用は、国の負担において行います。自治体の実費負担は、現地での燃料代 (軽油) やポンプ運転要員費用の 1 時間あたり約 2 8 , 0 0 0 円程度が必要です。ただし、東北管内の被災状況から貸し出しが出来ない場合もあります。また、要請の連絡から排水開始まで、3 時間程度の時間が必要ですので、早めの要請が欠かせません。

(水門樋管等操作員・特集は、紙面の都合で今回休ませて頂きました。)



排水ポンプ車現地到着



見学者のみなさん

ブラックバス絶滅作戦

8月18日(水)もう1台の排水ポンプ車の排水訓練を兼ねた、押分排水機場・沈砂池の水を干す訓練を実施しました。これは、沈砂池での危険な魚釣りをやめさせるため、沈砂池の水をかきだし、水深30cm程度にして、夏休みの子供たちに池の魚を全てつかみ取りにしてもらい、生息している外来種の魚を絶滅しようとする試みです。

当初、排水ポンプは順調に稼働し、1時間に70cmの水位の低下が図られ、計算では5時間で池の水が空になる予定でした。しかし、あいにくの雨　ポンプの揚程8mを越える池底の深さ池底に沈殿したヘドロ　籠マットの詰りからの浸透水(排水した水の逆流、五間堀川の浸透水)等に阻まれ、当初予定した水深30cmまでには下がらない70cm程度で、子供たちが池の中に入れる状態には出来ませんでした。

そのため、投網を持った専門家に依頼して池の魚を捕獲したところ、ブルーギルやブラックバス等外来種の魚の多さに驚くと共に、へらブナは15~20cm程度しか捕獲できず、小魚はブラックバス等の餌になっており、捕獲されないことが実証されました。捕獲したブルーギルやブラックバス、へらブナは子どもたちが、家に持ち帰り、水槽等で飼育するとのことでした。作戦は失敗でしたが、子供たちの笑顔に救われた一日でした。



沈砂池の順調な排水作業時



捕獲した魚の分配

河川の自由使用と自己責任

河川は、自然発生的なもので、**河川法**(昭和39年7月10日 法律167)によれば、河川とは、「公共の水流及び水面」をいうものとされています。また、河川は、**法学上**、本質的に一般公共の用に供せられるべき性質を有する「自然公物」としての「公共用物」に属するとされています。公物の使用関係は、**自由使用**(「一般使用」又は「普通使用」ともいいます。)と**特別使用**に分けられ、**自由使用**は、一般公衆が自由に使用できる形態をいい、ボート遊び、水泳、洗濯、魚釣り、散歩、サイクリング等が挙げられ、少量の土石等の採取も自由使用の範疇です。**特別使用**は、河川管理者の許可・認可又は届出等(**河川法の占用**)行為が必要な河川使用の方法です。

もともと、河川は自然発生的なもので、**自己責任**が伴うものとされてきましたが、それを世に知らしめた出来事が、平成11年8月14日に発生した「**玄倉川のキャンプ事故**」(山間部の河川の中州でキャンプをしていた仲間が、豪雨とダム^{うか}の放流により、下流に流され死傷した事故)で、河川を利用する人に、自由使用の中でも「自分の身は自分で守る」**自己責任**の大切さを知らしめた出来事でした。

現在、岩沼出張所では、「**社団法人 阿武隈川環境整備公社**」で管理していた「**サイクリング**」**道路**の案内看板に目隠しを行っております。**サイクリング道路**は、平成15年5月1日に河川管理者に引き継がれましたが、河川管理者が河川法上、「**サイクリング道路**」を管理できないため、現在は「**河川管理用通路**」として管理しています。**管理用通路**は上記の通り、**自由使用**、**自己責任**の原則で、ご利用をお願いしています。

なお、関係自治体とは、「**サイクリング道路**」の管理についての話し合いを始めております。話し合いがまとまるまで、しばらくの間、ご理解とご協力をお願い致します。

あとがき

台風16号が甚大な被害を与えて、日本列島を通過しました。また、台風18号、19号が日本列島上陸を窺っています。台風シーズンは、まだまだ続きますが、十分警戒をお願いします。

「岩沼出張所つうしん」はインターネットでも見られます
仙台河川国道事務所ホームページ <http://www.sendai-mlitgo.jp/>